

高校を活用した若者自立支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、将来の自立に困難を有する高校生世代に対し、ひきこもり等の困難な状況になる前の予防的な支援を行うため、NPO等が行う「校内居場所カフェ事業」に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第53条の規定により高等学校に置かれた全日制課程及び定時制課程、同法第54条の規定により高等学校に置かれた通信制課程、同法第66条に規定する中等教育学校の後期課程及び同法第76条に規定する特別支援学校の高等部のうち、県内に所在する学校をいう。

2 この要綱において「校内居場所カフェ事業」とは、NPO等が学校と連携し、学校内に生徒（当該学校の中途退学者及び卒業生を含む。）の居場所を設置し、生徒の様々な相談に応じるとともに、教員及びスクールソーシャルワーカー、就労支援機関等の相談・支援機関と連携して、高校生世代を支援する事業をいう。

(補助対象団体)

第3条 補助金の交付の対象とする団体（以下「団体」という。）は、次に定める要件をすべて満たす団体とする。

- (1) 神奈川県内（以下「県内」という。）に主たる事務所または従たる事務所を置いていること。
- (2) 「校内居場所カフェ事業」または子ども・若者支援事業（相談事業、居場所作り事業など、校内居場所カフェの運営に活用できるもの）の実績があること。
- (3) 団体の目的、名称、事業の種類、構成員、役員、会員、会議等について定める会則等を有すること。
- (4) 団体として収入・支出は予算に基づき行い、会計簿を備えること。

(補助対象事業)

第4条 補助の対象とする事業は、学校と連携して行う「校内居場所カフェ事業」とする。ただし、宗教的又は政治的な宣伝意図を有すると認められるものは除く。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、第4条に規定する事業に要する経費から、国又は地方公共団体の他の補助金等及び別に定める経費を控除した額とする。

2 前項の規定により算出した額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(補助額の算出方法等)

第6条 補助額は、前条の規定により算出した額と、「校内居場所カフェ」運営に必要な標準的な経費を1回開催あたり5万円を上限として算定した額のいずれか低い額の3分の1を上限とする。

2 前項の規定により算出した額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(申請書の提出期日等)

第7条 規則第3条第1項の規定による高校を活用した若者自立支援事業費交付申請書の提出期日は、知事が別に定める。

2 前項の申請書に添付すべき書類は次のとおりとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 交付申請額計算書
- (3) 団体調書
- (4) 役員氏名等一覧表
- (5) 団体定款・規約等、団体役員名簿
- (6) 「校内居場所カフェ事業」実施確認書
- (7) その他知事が必要と認める書類

3 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請を行うにあたって、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を申請書に添えて提出しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(暴力団排除)

第8条 神奈川県暴力団排除条例第10条の規定に基づき、申請者が次の各号に該当する場合は、補助金交付の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団
- (3) 法人にあっては、代表者又は役員のうちに第1号に規定する暴力団員に該当する者があるもの
- (4) 法人格を持たない団体にあっては、代表者が第1号に規定する暴力団員に該当するものの

2 知事は、必要に応じ第8条に基づく補助金等の交付の申請を行った者又は第10条の補助金の交付を受けた者（以下、「補助事業者」という。）が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

ただし、当該確認のために個人情報神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

3 知事は、補助事業者が第1項各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（補助金の交付）

第9条 補助金の交付については、概算払いとする。

（交付条件）

第10条 規則第5条の規定による交付条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容又は補助事業の経費の配分の変更をしようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。ただし、経費の配分の費目相互間のいずれか低い額の30%以内の変更についてはこの限りではない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

（変更の承認）

第11条 前条第1号及び第2号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合は、変更（中止、廃止）承認申請書に変更の内容及び理由、又は中止、廃止の理由を記載した書類を添付して知事に提出しなければならない。

（申請の取下げのできる期間）

第12条 規則第7条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、交付決定の通知を受理した日から10日を経過した日までとする。

（交付決定の取消し）

第13条 知事は、第10条の決定を受けた者が、規則に規定するもののほか、第9条第1項各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

（状況報告及び調査）

第14条 知事は、規則第10条の規定による状況報告の聴取及び調査を、必要に応じて行

うことができる。

(実績報告)

第 15 条 規則第 12 条の規定による実績報告は、事業完了の日から 30 日を経過した日、又は補助金の交付決定のあった翌年度の 4 月 15 日のいずれか早い日までに、別に定める実績報告書に次の書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 事業結果報告書
- (2) 決算書
- (3) その他知事が必要と認める書類

2 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、前項の実績報告書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定及び返還)

第 16 条 規則第 13 条の規定により交付すべき補助金の額を確定したときは、規則第 6 条により通知した交付決定額と当該確定額が相違する場合に限り、補助金の交付を受けた団体（以下「補助団体」という。）に通知するものとする。

2 知事は、前項により通知した補助団体に対し、すでに確定額をこえる補助金が交付されている場合ときは、期限を定めて、確定額をこえる部分の補助金を返還させる。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 17 条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、すみやかに知事に対して報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部又は一支社及び一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(利益等の排除)

第 18 条 補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社調達又は補助事業者が従う会計基準における関連当事者からの調達がある場合、次の(1)～(3)のとおり、補助対象経費から利益等相当分の排除を行うものとする。

- (1) 補助事業者の自社調達の場合

原価をもつて補助対象額とする。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいう。

- (2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもつ

て補助対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（マイナスの場合は0とする。）をもつて取引価格から利益相当額の排除を行う。

- (3) 補助事業者が従う会計基準における関連当事者からの調達の場合（上記(2)を除く。）

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもつて補助対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（マイナスの場合は0とする。）をもつて取引価格から利益相当額の排除を行う。

（財産の処分の制限）

第 19 条 規則第 17 条ただし書きの規定により知事が定める期間並びに同条第 2 号及び第 3 号の規定により、知事が定める財産の種類は、次のとおりとする。

期 間 減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める期間とする。ただし、10 年を超える場合は 10 年とする。

財産の種類 1 物品の取得価格が 10 万円以上のもの

（書類の整備等）

第 20 条 補助団体は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類（以下「証拠書類等」という。）は、当該補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から 10 年間保存しなければならない。

- 3 前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に補助団体が解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

（届出事項）

第 21 条 補助団体は、住所、代表者、名称又は団体規約を変更したときは、すみやかに文書をもってその旨を知事に届け出なくてはならない。

（雑則）

第 22 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。